

三豊市給付型奨学金（在学生）支給について

1. 概要

意欲ある学生たちが自らの能力や適性にあった進路を自由に選択し、夢の実現に専念できるよう社会に貢献する人材の育成を図ることを目的として、支給対象者に対して月額5万円を支給します。

2. 支給対象者について

令和7年4月に学校教育法に規定する短期大学や大学(大学院を除く)、専修学校(専門課程に限る)、高等専門学校(5年生に限る)に在学している者

※1年生は対象外

3. 支給の要件について

- ①三豊市に住所を有する者（進学のため他の市町村に住所を移す者を含む）
- ②修学意欲があり学校長が推薦する者（在学している学校）
- ③経済的理由で修学が困難であると認められる者
- ④市税を滞納していないこと(世帯全員)
- ⑤在学する学校の成績得点等が確認できる書類

4. 選考基準について

- ①学業、スポーツ、芸術等、あらゆる分野において修学意欲がある者
- ②奨学生としてふさわしく、将来、社会に貢献しようとする意欲がある者
- ③経済的な理由により修学が困難であると認められる者

5. 支給金額

支給対象者一人につき月額5万円

6. 支給期間

令和7年4月から卒業の月まで(但し、支給を受ける月数を通算して、奨学生の在籍する学校の修業年限に相当する月数以内)

7. 申請必要書類

- 奨学金支給申請書（様式第1号）
- 奨学生推薦調書（様式第2号）
- 在学証明書及び成績得点等が確認できる書類
- 所得・課税証明書及び完納証明書（満18歳以上の世帯全員のもの）
- ※ただし、三豊市民の学生は証明書の取得不要
- 住民票の写し（世帯全員のもので**続柄**入り）

8. 受付期間

令和7年7月11日(金)から令和7年9月11日(木) 当日消印有効

9. 申請方法

窓口申請の場合 平日の場合は指定時間に三豊市教育委員会教育総務課まで
土日祝の場合は指定時間に三豊市役所日直まで
指定時間は午前8時30分から午後5時15分

郵送申請の場合 下記の問い合わせ先に簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします（送料は申請者側で負担してください）